



町民の皆さまへ

原子力発電所の事故により、故郷を追われてから、早や7か月を迎えようとしております。

全国各地に避難されている町民の皆さまには、いまだに双葉町に戻れる見通しがつかず、将来への不安と心配の中で避難生活を送られていることと思います。

そして、原子力発電所は冷温停止に向けて懸命な努力がされているものの、放射線の影響が私たちの将来にわたる生活や健康不安を招いております。

双葉町では、健康不安を取り除くために、放射線の影響を受けやすい小学6年生までの子どもや妊娠されている方を中心として内部被ばく検査を実施しております。また、今後、検査の枠拡大のため、国、県に強く要望してまいります。

皆さまにご不便をかせておりましたが、10月より福島県郡山市に支所を設置し、福島県内をはじめ近県に避難されている皆さまの利便性の確保を図ってまいります。

復興への道筋は、仮設住宅や借り上げ住宅、親類宅等で避難生活を送られている皆さまとの連携と就業など自立に向けた生活支援であるとともに、全国各地に避難されている町民の皆さまがまとまった所で暮らせる安全で安心な生活の場の提供であると考えております。しかし、復興の実現は、行政だけではできません。町民の皆さま一人ひとりの参加が必要であり、復興の基本は、子どもたちにきれいで希望の持てる町を残すことでもあります。

多くの困難を乗り越え、町民の皆さまと一緒に帰れる日が来ることを信じています。

双葉町長 井戸川 克隆

※双葉町では、町民の皆さまの所在の把握を行っています。これまで滞在されていた場所から移動された場合も連絡をお願いいたします。



大震災から半年…
9月11日、大震災によって亡くなられた方々のご冥福を祈り、双葉町の方向に向かって黙祷を捧げました。



再会を喜び合って…
8月19日から3日間にわたって行われた「児童・生徒再会の集い」には児童、生徒保護者 577人が参加しました。

二巡目一時立入りの日程（予定）について

日 程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合時間…各自通知します。 ・ 中継基地（集合場所）…広野町中央体育館 ・ 予定台数…65台
10月2日（日）	

※立入りの順序につきましては、一巡目と同様行政区ごと及び隣組等の地域単位で実施させていただきます。
※この日程は、天候及びその他の事情などにより変更になる場合があります。
※左記以降の日程は、現在調整中です。決定次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○立入者の登録および現地での本人確認について

受付を行う中継基地において、立入りを希望する方全員の本人確認をさせていただきますので、免許証、パスポート又は保険証等の身分証明書をお持ちください（写真付の身分証明書をお持ちでない方は、2種類の書類（例えば、健康保険証と被災証明書等）を提示してください）。立入希望者に変更がある場合は、立入当日までに町の担当者へご連絡ください（立入当日、立入者名簿上の名前と身分証明書上の名前の一致が確認できない場合、立入りができません。）。通知書（立入りの許可書）は、立入代表者あてに発送いたします。

○立入り方法について

<バスでの立入りを希望する方>

避難所等から中継基地（広野町中央体育館）まで送迎バスを準備します。バスによる立入りは原則として一世帯最大2名までとし、持ち出せる荷物はマイクロバスに持ち込めるもので、立入者の持てる範囲内のものとします。

<マイカーでの立入りを希望する方>

マイカーでの立入りは一世帯1台1回とし、原則として一世帯最低2名以上で立入りを行ってください。
軽トラック等荷物が屋外に露出した車両で物品の持ち出しを行う場合、雨等により堆積した塵芥中の放射性物質が付着し除染が必要となる場合があります。そのため、そのような車両については、立入りに荷物の洗車等を行ってから使用してください。シートが必要な場合には、中継基地において貸し出します。
中継基地を出発してから5時間以内に戻ることが条件となります。
※警戒区域内は道路状況が不安定ですので、安全に十分配慮して運転してください。
※放射線管理者はマイカーには同乗せず、別の車両で立入地域を巡回します。

仮設住宅への入居者募集（継続）

1 応募物件

（平成23年9月20日現在）

地 区	間取り	募集戸数	住 所
福島市	1 K	8 戸	飯坂町平野字内小原田 8-1
	2 K	3 4 戸	
	3 K	2 4 戸	
計		6 6 戸	
郡山市	1 K	9 戸	富田町字町田 1 5
計		9 戸	
郡山市	1 K	5 戸	喜久田町早稲原字上ノ端 5 4-4
	2 K	2 5 戸	
	3 K	1 0 戸	
計		4 0 戸	
郡山市	1 K	1 2 戸	日和田町高倉字諏訪前 8 2
	2 K	5 6 戸	
	3 K	4 4 戸	
計		1 1 2 戸	

※住宅の家賃は無料です。駐車場は1世帯1台です。
※エアコン、ガスコンロ、テレビ、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、洗濯機、ポットは備えてあります。
※電気、水道、ガス料金、食費などの必要経費は入居者の負担となります。

地 区	間取り	募集戸数	住 所
白河市	1 K	1 3 戸	郭内 1 5 1
	2 K	4 5 戸	
	3 K	2 7 戸	
計		8 5 戸	
いわき市	1 K	1 8 戸	南台 3 丁目 1-1
	2 K	8 9 戸	
	3 K	4 0 戸	
計		1 4 7 戸	

- 募集締切…当分の間受付をします。
窓口受付時間：午前9時～午後5時まで
2週間程度ごとに集計し、入居者を決定します。
- 応募方法…双葉町仮設住宅入居申請（抽選申込）書に必要事項を記入の上、双葉町役場へお申し込みください。直接お越しになれない場合は、申請書をファックスまたは郵送にてお申し込みください。
※被災証明または罹災証明の写しを付けてお申し込みください。
※お電話、Eメールでの申請は受け付けできません。
- 入居時期…入居決定次第順次入居可能
- 入居期間…原則として1年間、ただし、特別な事情がある場合のみ最長2年間
- その他…各地区にペット飼育可能な区間を一部設けますが、応募多数の場合は抽選となります。

【問い合わせ先】総務課 ☎0480-73-6880

福島県内の応急仮設住宅としての民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置）のお知らせ

福島県において、平成23年3月1日以降、避難のため被災者自らが入居した福島県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還について、福島県内での取り扱いが決定し、福島県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間に被災者が既に支払った家賃等をさかのぼって負担することになりましたので、お知らせいたします。なお、県外における遡及措置については現在検討しております。

○対象世帯

東日本大震災により住家が全壊等し居住する住家がない世帯、または、原子力事故による避難指示等が出ている地域内から避難している世帯で、自らの資力では住宅を得ることができない世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯。

- (1) 避難のため入居していた福島県内の民間賃貸住宅を、福島県借上げ住宅に切り替えた世帯
- (2) 避難のため入居していた福島県内の民間賃貸住宅から、福島県内の別の応急仮設住宅等に住み替えた世帯

○対象期間

東日本大震災発生日の平成23年3月1日から福島県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間で、福島県内の民間賃貸住宅に入居していた期間

※県契約日以降は対象期間となりません。

○対象費用

対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用（入居に伴う借家人賠償保険、家財保険等）、家賃（駐車場代を含めることを可とする）、管理費、共益費

ただし、以下の費用については対象費用から除きます。

- ①上記費用のうち県契約に切り替えの際に貸主と仲介業者等から被災者に返還されている費用
- ②福島県が既に負担した費用と重複する費用
※福島県借上げ住宅に契約切り替え後、被災者が立て替え払いしていた家賃等については、対象費用となりません。

○申請締切 10月31日（月）必着

【申請書郵送先、問い合わせ先】

〒960-8670 福島県災害対策本部 遡及措置担当

※郵送のみで受付します。（郵便番号と宛名のみで届きます）

☎024-522-6511、6512（受付時間：平日9:00～17:00まで）

双葉町メールマガジンへの登録について

双葉町では、町民の皆さまへ町からの正確な情報を迅速に伝達することを目的としてメールマガジンを配信しています。パソコンや携帯電話などの電子メールアドレスをお持ちの方なら、どなたでも情報を受信することができます。

なお、メールマガジンは無料ですが、利用される電子メール受信端末の契約形態により、メール受信費用が発生する場合があります。それらは利用者負担となります。携帯電話で受信したい方は、下記のQRコードからアクセスし、空メールを送信することで登録することもできます。

◆◇注意事項◇◆

迷惑メール対策などでメールの受信制限をされている場合は、ドメイン指定受信の設定が必要です。双葉町のメールマガジンは、「sps-link.com」のドメインで配信しておりますので、「sps-link.com」を受信できる設定にしてください

詳しくは双葉町公式ホームページ臨時サイト災害版をご覧ください。



福島県議会議員一般選挙及び双葉町議会議員一般選挙

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律により延期となりました福島県議会議員一般選挙が平成23年11月10日告示、11月20日投票で実施されます。双葉町議会議員一般選挙についても、同日告示、同日投票で実施される予定となっております。

有権者の皆さまにおかれましては、各地に避難されている状況でもあり、避難先の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票制度での投票が多くなると思われまます。詳しくは、入場券発送の時に合わせてお知らせいたします。

また、双葉町議会議員一般選挙に向けての今後のスケジュールについては、10月中旬頃に立候補予定者説明会を開催する予定であります。

なお、開催場所や日時については、10月初旬に町のホームページに掲載する予定です。

選挙に関する投票所や投票方法等につきましては、10月初旬に予定しております選挙管理委員会開催後にお知らせいたします。

【問い合わせ先】 双葉町選挙管理委員会 ☎0480-73-6880

— 行政相談週間 —

10月17日（月）～23日（日）の一週間は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所（国、県及び市町村）や特殊法人等の仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

双葉町は全町民が避難中であるため、行政相談所の開設はいたしません。相談事等がありましたら、下記までご相談ください。

福島行政評価事務所 ☎024-534-1101

法まもる 心が築くよい社会

—法の日週間— 10月1日～7日

法の日週間記念無料法律相談開催日程

福島県弁護士会 福島地方裁判所 福島家庭裁判

開催地	相談会日時	場 所 (問い合わせ先)
福島市	10月5日（水） 午前10時～午後3時	福島市山下町4-24 福島県弁護士会館 024-536-2710
相馬市	10月3日（月） 午前10時～午後3時	相馬市中村字桜ヶ丘56-1 TKウェルネス桜ヶ丘101号 相馬法律相談センター 024-36-4789
白河市	10月5日（水） 午前10時～午後3時	白河市郭内146 福島地方・家庭裁判所白河支部構内 弁護士待合室 0248-22-3381
いわき市	10月7日（金） 午前10時～午後3時	いわき市平字八幡小路41 福島地方・家庭裁判所いわき支部構内 弁護士待合室 0246-22-1320

東日本大震災女性センターネットワーク募金事業

女性のための電話相談

相談無料、秘密厳守

フリーダイヤル 0120-207-440



毎週火曜日 10:00～15:00（11月まで）

- ・夫婦や家族のことで困っている
- ・人間関係や生き方で悩んでいる
- ・震災後、こころやからだの調子がすぐれないなど、
どうぞお電話ください。女性の相談員が一緒に考えます。

■主催：女性の自立を応援する会 ■共催：郡山市男女共同参画センター

■協力：福島県男女共生センター ■後援：福島県・郡山市

平成24年 双葉町成人式



平成24年成人式を次のとおり開催いたします。

▶開催日 平成24年1月8日（日）午後1時30分

▶会場 郡山市ビューホテルアネックス
福島県郡山市中町10-10 ☎024-939-1111

▶対象者 平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方

※対象成人者への成人式ご案内は、後日郵送にて通知いたします。また、式典終了後、同級会を予定しています。

【問い合わせ先】 生涯学習課 ☎0480-73-6880

学生の皆さんへ
ふくしま大卒等合同就職面接会の開催

平成24年3月に大学院・大学・短大・高専・専修学校等を卒業予定の方、平成23年3月、平成22年3月、平成21年3月に卒業して、現在就職活動をしている方を対象に、福島県内に就業場所または営業拠点を有し、正社員として雇用する計画のある事業所との就職面接会を開催します。ぜひご参加ください。

○日時・場所
11月2日（水）午後1時から4時まで
郡山ビューホテルアネックス

○主催：厚生労働省福島労働局、公共職業安定所、福島県、郡山市

○実施内容：事業所のブースにおける人事担当者との個別面談、安定所等各機関による職業相談・情報誌提供等

○その他
①事前申し込みは不要です。お気軽にお越しください。
②参加事業所は各会場の開催一週間前に、福島労働局ホームページ上で公開します。

【問い合わせ先】
厚生労働省福島労働局職業安定課
☎024152915396